

県央やまなみ地域における広域連携の強化による新たなまちづくり

1 広域連携の必要性について

(1) 高規格道路等の整備

現在、関東圏と中京圏間の新たな大動脈として、神奈川県から愛知県までの総延長約250kmを結ぶ新東名高速道路の全線開通に向けて、新秦野ICから新御殿場ICまでの未整備区間の建設工事が進められています。今後、新東名高速道路の全線開通により、名古屋などの中京圏や、圏央道経由の北関東圏からのアクセスが向上するため、新たな観光客等の増加が見込まれます。

(2) 面的な広がりを持った魅力発信

新たな観光客等の誘致に当たり、東京・京都・大阪など世界的な観光地にある観光資源と比較しても引けを取らないよう、厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）の観光資源の魅力を更に高め、構成市町村が一体となった面的な広がりを持つ魅力を発信する必要があります。

(3) 質の高い行政サービスの安定的・継続的な提供

人口減少や超高齢社会の到来など、時代はこれまでに誰も経験したことのない局面を迎えていきます。財源が限られる中では、構成市町村が従来どおり行政サービスを提供していくことにも限界があります。

今後、構成市町村が連携し、限られた財源で質の高い行政サービスを安定的、持続的、効率・効果的に提供することが必要となってきます。

「構成市町村のエリア」



(4) 都市間競争の激化と広い視野での成長戦略

全国的に都市（地域）間競争が激化する中、これまでの都市間競争の視点から、都市間協調の視点に移行することで、広い視野での成長戦略を模索していく必要があります。

(5) 地震災害、富士山噴火災害、河川氾濫災害時の相互支援

今後、都心南部直下地震や、富士山噴火による火山灰災害、大型台風や局地的な集中豪雨による河川の大規模氾濫など、甚大な災害が発生した場合に備え、住民の生命及び財産を守るために、陸路でつながっている構成市町村との相互支援の仕組みを新たに構築する必要があります。

2 協定の締結に向けて

構成市町村は、これまでも地域資源である丹沢・大山を軸とした地理的・歴史的なつながりの中、広域的な政策課題の解決に向け、広域行政連絡会を組織して、観光振興や災害対策、職員の人材育成などに取り組んできた経緯があります。

こうした経過を踏まえた上で、広域連携の強化を図るため、構成市町村の地域（以下「県央やまなみ地域」という。）を一つの広域的な行政圏域として捉え、協定を締結することにより、これまで以上の緊密な相互連携を通じて、様々な分野における行政課題の解決に取り組むものです。

また、県央やまなみ地域が有する素晴らしい資源である丹沢・大山を軸とした地理的なつながりをいかした、質の高い行政サービスの提供に向けて取り組むことにより、地域全体の活性化を図り、将来にわたって発展し続ける魅力ある地域社会（「強いエリア」、「魅力あるエリア」）をつくり上げることができます。

さらに、災害対策として、陸路でつながっている構成市町村が相互に連携することで、住民の生命及び財産を守ることが可能となります。

3 今回締結する協定と広域行政連絡会との関係

今回締結する協定と広域行政連絡会との関係については、構成市町村が協議の上で、「県央やまなみ地域における広域連携の強化に関する協定」を締結し、同協定に基づく新たな取組を推進する組織として、広域行政連絡会を充実発展させ、活用するものです。

4 県央やまなみ地域における広域連携の強化に関する協定

(1) 目的

本協定は、構成市町村が県央やまなみ地域を一つの広域的な行政圏域として捉え、これまで以上の緊密な相互連携を通じて、様々な分野における行政課題の解決に取り組むほか、地域が有する素晴らしい資源である丹沢・大山を軸とした地理的なつながりをいかした質の高い行政サービスの提供に向けて取り組むことにより、地域全体の活性化を図り、将来にわたって発展し続ける魅力あふれる地域社会の創造に寄与することを目的とするものです。

(2) 締結日

令和5年7月18日

(3) 連携事項

- ア 広域観光圏の確立及び観光資源のブランド化に関すること。
- イ 地域高規格道路、県道等の整備促進に関すること。
- ウ 災害対策、人材育成、農業、環境、スポーツ、文化等、様々な分野における行政課題の解決及び行政サービスの向上に関すること。
- エ デジタル技術の活用及びカーボンニュートラルの実現に向けた調査研究に関するこ
と。
- オ 前各号に掲げる事項に係る企業等との連携に関すること。
- カ その他県央やまなみ地域の活性化及び地域社会の発展に関すること。

(4) 具体的な取組として考えられるもの

- ア 5市町村周遊観光推奨ルートの策定など
- イ 大規模災害時における相互応援に関する協定の見直し
- ウ 合同職員研修の実施
- エ 野生鳥獣被害防除対策に係る広域的な取組の実施
- オ スポーツ及び文化芸術事業での相互交流の実施
- カ 環境啓発事業の共同実施
- キ 民間事業者等と連携したまちづくりの推進

※ 必要に応じ、連携事項に関する部署で部会を組織し、部会ごとに検討する。

5 スケジュール

広域行政連絡会	令和5年度							令和6年度			
	5月 担当者会議	6月 幹事会	6月 総会	7月 協定締結	8月 県要望	11月 担当者会議	12月 幹事会	12月 助成金申請	3月 研修会	5月 担当者会議	6月 幹事会
<p>・企業との連携に向けた調整</p> <p>・各部会ごとの取組の検討</p>											

県央やまなみ地域における広域連携の強化に関する協定書

厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村の地域（以下「県央やまなみ地域」という。）における広域連携の強化に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、構成市町村が県央やまなみ地域を一つの広域的な行政圏域として捉え、これまで以上の緊密な相互連携を通じて、様々な分野における行政課題の解決に取り組むほか、県央やまなみ地域が有する素晴らしい資源である丹沢・大山を軸とした地理的なつながりをいかした質の高い行政サービスの提供に向けて取り組むことにより、地域全体の活性化を図り、将来にわたって発展し続ける魅力あふれる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 構成市町村は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- (1) 広域観光圏の確立及び観光資源のブランド化に関する事項。
- (2) 地域高規格道路、県道等の整備促進に関する事項。
- (3) 災害対策、人材育成、農業、環境、スポーツ、文化等、様々な分野における行政課題の解決及び行政サービスの向上に関する事項。
- (4) デジタル技術の活用及びカーボンニュートラルの実現に向けた調査研究に関する事項。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る企業等との連携に関する事項。
- (6) その他県央やまなみ地域の活性化及び発展に関する事項。

2 構成市町村は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施し、及び促進するため、広域行政連絡会において定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事項に係る連携に当たっては、構成市町村の広域連携所管課がその窓口となるものとする。

4 第1項各号に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法、費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。

（協定の変更）

第3条 構成市町村のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度広域行政連絡会において協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 構成市町村は、本協定の実施を通じて知り得た秘密について、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に他の構成市町村全ての承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、広域行政連絡会において協議の上、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、構成市町村の首長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月18日

厚木市中町三丁目17番17号

厚木市長

山口貴裕

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長

高橋昌和

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長

高山松太郎

愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長

い野澤豊

愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長

若澤吉美